

**新型コロナウイルス感染症の影響により  
日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動  
助成要項（第3版）**

社会福祉法人北海道共同募金会

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言や、それに伴う臨時休校などに端を発して、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態を受け、社会福祉法人北海道共同募金会(以下、「本会」という。)では公募助成によりそれらの課題解決に取り組む団体への支援を行います。

### 1. 助成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

- ・北海道内で活動する団体やグループで、活動実施に要する資金の確保に困難をきたしていること。(法人格の有無は問いません。)
- ・非営利団体として、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配していないこと。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する透明性をもつこと。
- ・これまでに一定の活動実績があること。

### 2. 助成対象活動

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校や各種の自粛要請等に端を発して、社会的に孤立することが懸念される子どもや家族を支援する活動を対象とします。  
(一部の事例として、見守りを兼ねた食材の配付、子どもへの学習支援、虐待やDVを避ける取り組みなど。)
- ・団体が通常行っている活動の範囲内での取り組みは助成対象外とします。新型コロナウイルス感染拡大以降の緊急的支援活動として実施され、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れることを助成要件とします。

### 3. 助成対象活動の実施期間

- ・令和2年8月1日(土)から10月31日(土)までとします。
- ・8月1日以降に実施された活動であれば申請時より前に開始した活動も対象とします。

### 4. 助成対象経費

活動の実施に直接必要とされる以下の経費を対象とします。

- ・物品、食材等購入費、交通費、ガソリン代、会場費、印刷費、郵送料など。
- ※人的経費、団体の通常活動に係る経費、公的資金及び他の助成金が充てられる費用等は対象外とします。

## 5. 助成(申請)額

- ・ 1団体につき20万円以内とします。
- ・ 助成総額は200万円程度を予定します。

## 6. 助成申請書の提出方法

- ・ 別紙の助成申請書に必要事項を記入の上、期日までに後記の、「申請書提出先・問い合わせ先」に提出してください（郵送及び電子メールでの提出可）。
- ・ 助成申請書は本会のホームページからダウンロードできます。

## 7. 助成申請書の提出締切

令和2年9月7日（月）必着

## 8. 助成決定等

- ・ 助成団体は本会における審査により決定します。
- ・ 助成が決定となった場合でも助成申請額から減額してお応えすることがあります。
- ・ 助成決定は、当該団体あてに通知を送付のうえ、本会ホームページで公表します。
- ・ 助成金は精算払いとします。
- ・ 助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書および領収書のコピーを本会に提出いただきます。
- ・ 本会は上記提出書類を確認のうえ当該団体に助成金を送金します。
- ・ 報告書様式は助成決定時に配付します。
- ・ 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

## 9. スケジュール（予定）

令和2年	8月21日（金）	助成申請受付開始（第3次）
	9月7日（月）	必着助成申請締切
	9月中旬	助成決定（本会ホームページ公表）
	10月31日（土）	助成を受けた活動の実施期間終了
	11月30日（月）	助成を受けた活動に係る報告受付完了

※応募状況、本会への寄付の状況に応じて追加の募集を行う可能性もあります。

## 10. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人 北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 4階

TEL011-231-8000 FAX011-231-8003

Email dokyobo@akaihane-hokkaido.jp